

## 五所川原市認知症等高齢者GPS機器提供事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、包括的支援事業における認知症施策として、認知症などにより一人歩きのある在宅の高齢者（以下「高齢者」という。）を介護する家族等に、GPS（全地球測位システム）を利用して高齢者の所在を探索することができる機器（以下「ミマモルメ」という。）を予算の範囲内で提供することにより、高齢者の事故を未然に防ぐとともに、高齢者を介護する家族等が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

### (事業対象者)

第2条 ミマモルメの提供を受ける対象者は、市内に住所を有する高齢者とする。

2 その他、市長が認める者とする。

### (申請及び決定)

第3条 ミマモルメの提供を受ける者は、ミマモルメ提供申請書（新規・継続）（別紙様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにミマモルメの提供について可否を決定し、ミマモルメ提供承認（不承認）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (費用負担)

第4条 ミマモルメの提供に係る費用について、初期登録に係る費用は市が負担し、毎月の利用料は被提供者が負担する。

### (ミマモルメの管理及び譲渡等の禁止)

第5条 被提供者は、ミマモルメを善良な管理のもと高齢者に使用させるものとし、譲渡、転売、その他借受けの目的以外の使用をしてはならない。

### (提供の廃止)

第6条 被提供者は、ミマモルメを使用する高齢者が次の各号のいずれかに該当するときは、ミマモルメ廃止届（別記様式第3号）を提出するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 施設に入所したとき。
- (3) 市外に転出したとき。
- (4) その他提供を受ける必要がなくなったとき。

### (提供の取消)

第7条 市長は、被提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項に規定する提供の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、ミマモルメ提供取消決定通知書（別記様式第4号）により被提供者に

通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により、提供を受けたとき。

(2) その他市長が提供を継続することが不相当と認めたとき。

(台帳の整備)

第8条 市長は、提供したミマホルメを管理するため、ミマホルメ提供者台帳  
(別記様式第5号)を整備するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。